

～保護者や地域の方等が学校運営に参画する持続可能な仕組み～

コミュニティ・スクール



(瓜生小学校 保護者・地域の方へ)

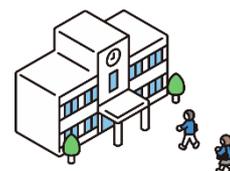


はじめに

多摩市では、全ての市立小・中学校へコミュニティ・スクールを導入しております。
このコミュニティ・スクールの仕組みを効果的に活用し、これからの地域や社会を支える子どもたちの成長のため、学校・家庭・地域による一体的な取り組みを目指しています。

コミュニティ・スクールとは？

○「学校運営協議会」を設置している学校のことです。



学校運営協議会とは？

○保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関です。

導入の理由は？

子どもたちを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、課題の解決・子どもの豊かな成長のためには、社会全体での教育の実現が求められています。学校と家庭・地域と一緒に子供たちの成長を支え、地域に開かれた、「地域とともにある学校づくり」を持続的に推進していくために、コミュニティ・スクールは有効なツールだからです。(根拠法令:地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

Q & A

Q 何をするの？

A 学校運営協議会は学校のいわば「経営部門」です。学校運営の「当事者」として、自立した学校と対等な立場で学校運営に携わります。

学校の「目指す子ども像」の実現に向けて、熟議(熟慮+議論)をします。

Q どのように運営しているの？

A 毎年3回以上、協議会の会議を開催しています。参加者全体の意思で決まる「会議体」であることから、「承認」・「不承認」は会の総意として決定します。

Q 誰が参加しているの？

A 保護者、地域学校協働活動推進員、地域住民、学識経験者など学校によって多様です。
学校側は委員ではなく、提案者・説明者としての情報提供を行う立場です。

Q 内容は？(学校運営協議会の主な機能)

- A** ・校長が作成する教育課程や経営計画など、学校運営の基本方針の承認
- ・学校運営に関すること、教職員の任用に関することへの意見
- ・学校の運営状況等についての点検及び評価

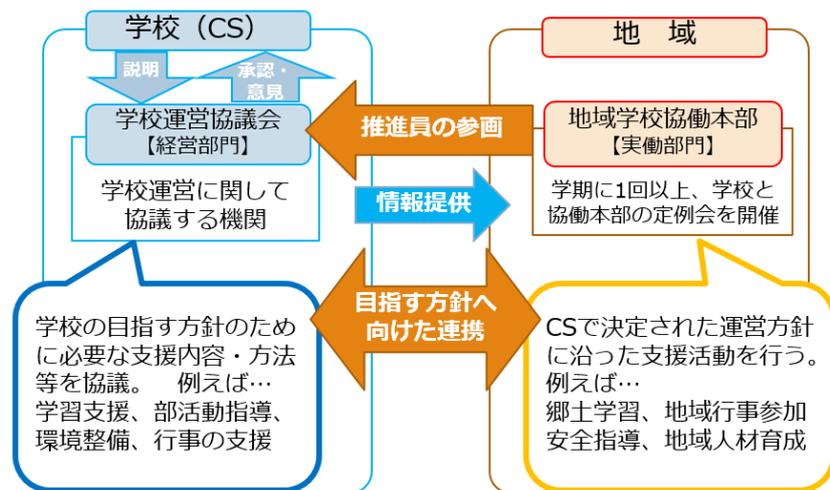
※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

瓜生小学校の学校運営協議会について

導入年度	令和3年度より設置しております。
開催回数	年5回(4月、6月、9月、11月、2月)実施しています。(令和6年度)
参加委員	15人(地域学校協働活動推進員、歯科校医、学校薬剤師、青少協会長・副会長、社会福祉協議会評議員、保育園長、主任児童委員、児童館館長、学童クラブ施設長、おやじの会会長、読み聞かせサークル代表、地域未来塾学習支援員、PTA会長・役員)
内容 (令和6年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の基本方針についての承認及び意見 ・教育課程の編成・学校経営方針・組織編制・学校予算・任用等の承認及び意見 ・学校評価書についての承認及び意見 ・教科担任制等推進校の取り組みについての意見 ・児童が安心できる居場所「さぼうとるうむ」についての意見 等
連携・協働について	人間関係の希薄化や少子化、高齢化などが課題となる中で、学校が抱える課題もまた、複雑化・困難化しており、従来からある学校・家庭・地域の連携を拡充し、地域と共に子どもたちに「生きる力」を育むことが求められています。学校・家庭・地域が一緒に連携・協働しながら、子どもたちの学びと成長を支える仕組みである「コミュニティ・スクール」を今後も推進してまいります。
議事録の公開	学校 HP「学校運営協議会開催報告」にて、お知らせしています。

地域（地域学校協働本部）と一体となった取組

各学校では、学校運営協議会とともに「地域学校協働本部」を設置し、地域と学校が目標を共有しながら「地域学校協働活動」を実施しています。コミュニティ・スクール(CS)と地域学校協働活動を一体的に推進することが「地域とともにある学校」の実現につながります。地域学校協働本部は学校のいわば「実働部門」です。



さらに詳しく
知りたい方はこちら
リンク

多摩市公式 HP
コミュニティ・スクール



多摩市公式 HP
地域学校協働活動



文部科学省 HP
「学校と地域でつくる
学びの未来」



学校・地域によって、協議すべき事項やできる活動は様々です。
子どもたちの学びと成長のために、共に考え、共に創っていきましょう。